

佐久市における身寄りのない方等への  
支援者のためのガイドライン

令和8年2月

佐久市医療介護連携推進協議会

# 目 次

1	ガイドラインの目的	1
2	フローチャート	2
3	場面別確認シート	
3-1	在宅	
(1)	緊急連絡先	3
(2)	福祉サービスの説明・同意・契約	4
(3)	金銭管理	5
(4)	居住に関する事項	6
(5)	死後事務	7
(6)	空き家に関する事項	8
3-2	病院・施設	
(1)	緊急連絡先	9
(2)	入院計画書やサービス計画の説明・同意・契約	10
(3)	入院・入所時の対応	11
(4)	入院費・施設利用料の支払い・保証	12
(5)	医療に関する意思決定	13
(6)	退院・退所時の対応	14
(7)	死亡時の対応	15・16

## 4 資料編

支援役割分担シート	17
佐久こころづもり共有シート	18
相談窓口一覧	19
用語の説明	20～24
参考の説明	25～27

## ガイドラインの目的

急速に進む高齢化に対し、高齢者を支える新たな体制整備が急務となっていた折、佐久市では、平成 25 年に「佐久市在宅医療・介護の連携体制推進事業」を開始し、「佐久市医療介護連携推進協議会」を立ち上げました。高齢者が住み慣れた地域に必要な医療・介護を受け、安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる社会の実現を目指し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供できるよう、医療と介護の連携における課題を検討し、地域の多職種協働による在宅医療・介護の支援体制の構築を図ってまいりました。

その中で、令和 5 年に在宅医療と介護連携における場面別課題を整理した際、「身寄りがない方への支援体制の確立」が課題として挙げられ、市内の関係機関にヒアリングを行った結果、「身寄りのない方などの意思決定支援や金銭管理などの相談が増えている。」といった意見が寄せられました。

いただいた意見を基に、令和 6 年 3 月に佐久市医療介護連携推進協議会内に作業部会として「身寄りのない方等への支援検討部会」を立ち上げ、改めて市内の関係機関にアンケートを実施し、当ガイドラインの作成を開始しました。

当ガイドラインは、タイトルにもあるとおり「支援者のための」ガイドラインです。身寄りがない方が医療や介護サービス等を円滑に利用できるよう、ご本人の権利を擁護し、ご本人に関わる支援者の不安や負担を軽減することを目的としています。

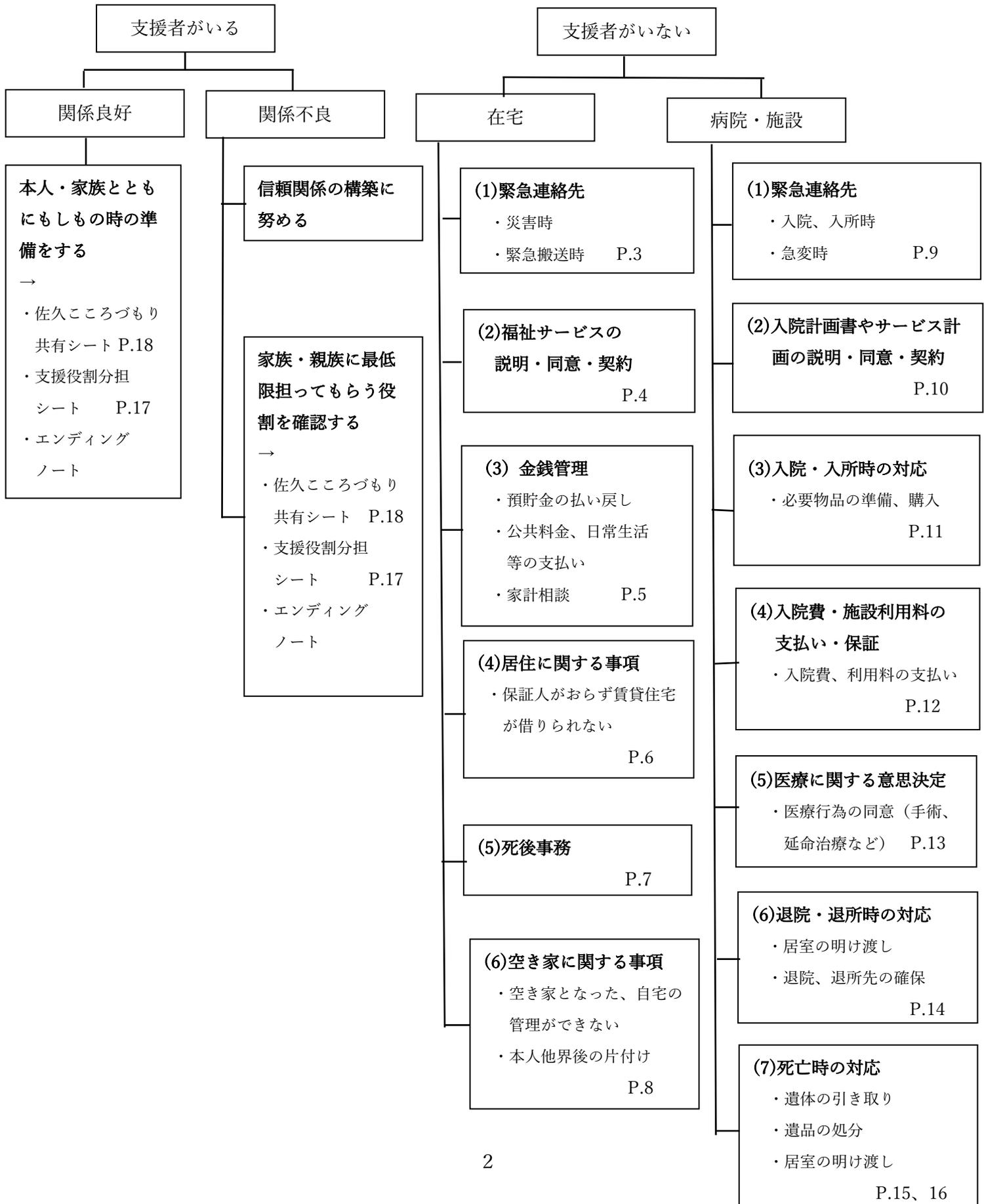
身寄りがいないことによって生じる様々な場面を「在宅」「施設」の 2 つに分け、本人の判断能力に応じた支援方法を記載しています。それぞれの支援で活用できる制度や参考となる通知やガイドラインについては、資料編に詳細を掲載しています。

当ガイドラインでの身寄りのない方の定義については、「家族・親族がおらず、または、いても交流がない、遠方にいる、関係性の問題等のため、家族・親族からの支援が受けられない方」としています。これは、令和 6 年 3 月に実施した「身寄りのない方への支援に関する状況調査」での定義と同じものです。

当ガイドラインのみですべての課題が解決するわけではありません。ガイドラインに沿って統一的な対応を行うことや、課題に対応するための役割分担を行うためのきっかけとして当ガイドラインを活用していただけることを目的としています。

## 本ガイドラインのフローチャート

支援を行う中での困りごと等の対応策について、対象者の親族関係や状態などから、フローチャートを作成しましたので、必要に応じてご活用ください。



(1) 緊急連絡先 (在宅)

- 災害時・緊急搬送時に緊急連絡先がわからない
- アパート入居時の緊急連絡先がない（保証人の問題と関与）

本人の判断能力が十分な場合		本人の判断能力が不十分な場合・本人の意向が確認できない場合	
		成年後見制度の利用あり	成年後見制度の利用なし
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人に親族・友人・知人の有無を確認する。いる場合は、本人の意向を確認する。</li> <li>○ サービス利用がある場合は、担当者へ相談する。</li> <li>○ 高齢者等実態調査での緊急連絡先を確認する。 民生児童委員に確認する。</li> <li>○ 本人が高齢者等終身サポート事業者と契約する。 →・高齢者等終身サポート事業（身元保証等終身サポート事業）(P.21) ・高齢者等終身サポート事業者ガイドライン (P.21)</li> <li>○ 支援役割分担シート (P.17) を活用して本人、関係者で協議する。</li> <li>○ ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業に登録する (P.21)</li> <li>○ 佐久こころづもり共有シートを活用する。(P.18)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見人等に緊急連絡先となるか確認する。</li> <li>○ サービス利用のある場合は、相談する。</li> <li>○ 高齢者等実態調査で緊急連絡先を確認する。 民生児童委員に確認する。</li> </ul> <p><b>【相談窓口】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久市役所（高齢者福祉課、福祉課、健康づくり推進課、支所）</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親族・友人・知人の有無を確認する。 あり・・・連絡先の依頼 なし・・・支援役割分担シート (P.17) を活用して関係者間で協議する。</li> <li>○ 高齢者等実態調査で緊急連絡先を確認する。 民生児童委員に確認する。</li> </ul> <p><b>【相談窓口】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久市役所（高齢者福祉課、福祉課、健康づくり推進課、支所）</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> </ul>
<p>〈参考〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について (P.26) 厚生労働省老健局 高齢者支援課・振興課通知（平成30年8月30日付・令和7年7月30日一部改正）</li> </ul>			

(2) 福祉サービスの説明・同意・契約 (在宅)

- 介護保険の契約の同意ができない
- ケアプランの同意ができない
- 公的手続きができない  
(年金、各種手帳、介護保険申請、負担限度額、高額介護等)
- 各種手続きの代行が必要となる

本人の判断能力が十分な場合

本人の判断能力が不十分な場合・本人の意向が確認できない場合

- 本人が契約、同意を行う。  
☆不安がある場合
  - ・ 民間身元保証
  - ・ 日常生活自立支援事業 (P.21)
- 本人が高齢者等終身サポート事業者と契約する。  
→ ・ 高齢者等終身サポート事業 (身元保証等終身サポート事業) (P.21)
  - ・ 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン (P.21)
- 支援役割分担シートを (P.17) 活用して本人、関係者で協議する。  
【相談窓口】
  - ・ 社会福祉協議会
  - ・ 民間保証会社
- 佐久こころづもり共有シートを活用する。 (P.18)

成年後見制度の利用あり

- 成年後見人等に連絡する。

成年後見制度の利用なし

- 関係者が本人の意向を確認している事項があれば共有する。
- 日常生活自立支援事業 (P.21)、成年後見制度 (P.20) の利用を検討。  
→ サービスの詳細記載必要
- ケース記録への記載。(本人への説明を試みたうえで、判断能力が不十分な旨を記載)
- 【相談窓口】
  - ・ 佐久市役所 (高齢者福祉課、福祉課、健康づくり推進課、支所)
  - ・ 地域包括支援センター
  - ・ 社会福祉協議会

〈参考〉

- ・ 市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について (P.26)  
厚生労働省老健局 高齢者支援課・振興課通知 (平成30年8月30日付・令和7年7月30日一部改正)

(3) 金銭管理 (在宅)

- 預貯金の払い戻しができない
- 公共料金等の支払いができない
- 日常生活費等の支払いができない
- 入院費・利用料等の支払いができない
- 金銭面でのやりくりができない為、家計相談が必要
- 収支の管理（債務整理等）ができない

本人の判断能力が十分な場合

本人の判断能力が不十分な場合・本人の意向が確認できない場合

- 原則本人が行う。
- 財産管理委任契約（P.23）を活用する。
- 任意後見制度を利用する。  
【相談窓口】
  - ・ さく成年後見支援センター
  - ・ 家庭裁判所
  - ・ 司法書士、弁護士など
  - ・ 公証役場
  - ・ 民間身元保証
- 本人が高齢者等終身サポート事業者と契約する。  
→ ・ 高齢者等終身サポート事業（身元保証等終身サポート事業）（P.21）  
・ 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（P.21）
- 口座振替の説明、うながしをする。
- 生活困窮、保護制度の活用をする。  
【相談窓口】
  - ・ 佐久市役所（福祉課）
- 家計改善支援事業（P.22）  
【相談窓口】
  - ・ まいさぼ佐久市（社会福祉協議会）
- 佐久こころづもり共有シートを活用する。（P.18）

成年後見制度の利用あり

成年後見制度の利用なし

- 成年後見人等に連絡し、支払いを代行してもらう。

- 今までの金銭管理を確認する。本人の意向がある場合は、その方に連絡し依頼する。

- 日常生活自立支援事業（P.21）、成年後見制度（P.20）の利用を検討する。

【相談窓口】

- ・ 佐久市役所（高齢者福祉課、福祉課、健康づくり推進課、支所）
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 社会福祉協議会

〈参考〉

- ・ 市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について（P.26）  
厚生労働省老健局 高齢者支援課・振興課通知  
（平成30年8月30日付・令和7年7月30日一部改正）

(4) 居住に関する事項 (在宅)

- 賃貸住宅への入居 (連帯保証人の問題)
- 連帯保証人・緊急連絡先を引き受けてくれる人がおらず賃貸住宅が借りられない
- 住宅の確保ができない

※連帯保証人

県営・佐久市営住宅の現状 (P.23)

本人の判断能力が十分な場合	本人の判断能力が不十分な場合・本人の意向が確認できない場合	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人が契約する。 (民間・県営・市営等) 【相談窓口】※県営・市営住宅 ・佐久市役所 (建築住宅課) ・長野県住宅供給公社佐久管理センター</li> <li>○ 民間の保証会社を活用する。 (賃貸保証会社)</li> <li>○ 居住支援法人を活用する。(P.23)</li> <li>○ 入居保証・生活支援事業を活用する。(県社協) (P.22)</li> <li>○ 本人が高齢者終身サポート事業者と契約する。 →・高齢者等終身サポート事業 (身元保証等終身サポート事業) (P.21) ・高齢者等終身サポート事業者 ガイドライン (P.21)</li> <li>○ 佐久こころづもり共有シートを活用する。(P.18)</li> </ul>	成年後見制度の利用あり	成年後見制度の利用なし
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見人等に連絡し、支払いを代行してもらう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見制度(P.20)の利用を検討する。</li> </ul> <p>【相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久市役所 (高齢者福祉課、福祉課、健康づくり推進課、支所)</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> </ul>
<p>〈参考〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅セーフティーネット制度 (令和6年改正 令和7年10月施行) (P.25) 住宅セーフティーネット制度について、長野県内の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の一覧があります。 (セーフティネット住宅情報提供システム)国交省</li> <li>・ 公共住宅への入居に際しての取り扱いについて (P.25) 国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知 (平成30年3月30日付並びに令和2年2月20日付)</li> <li>・ 市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について (P.26) 厚生労働省老健局 高齢者支援課・振興課通知 (平成30年8月30日付・令和7年7月30日一部改正)</li> </ul>		

(5) 死後事務 (在宅)

- 葬儀に関して
- お墓等の問題
- 遺品の整理ができない
- 各種手続きを誰がやるのか

- 死後事務手続きとは
  - ・ 遺体、遺品の引き取り
  - ・ 死亡届、埋火葬許可申請
  - ・ 葬儀
  - ・ 納骨
  - ・ 未払金の支払い、解約手続き
  - ・ 公的手続き
  - ・ 相続財産の引き渡し

本人の判断能力が十分な場合

本人の判断能力が不十分な場合・本人の意向が確認できない場合

成年後見制度の利用あり

成年後見制度の利用なし

- 本人があらかじめ葬儀内容、財産の処分について決めておく。
- 遺言の作成 (P.23)、死後事務委任契約 (P.23) を活用する。→公証役場
- 本人が高齢者終身サポート事業者と契約する。
  - ・高齢者等終身サポート事業 (身元保証等終身サポート事業) (P.21)
  - ・高齢者等終身サポート事業者ガイドライン (P.21)
- 佐久こころづもり共有シートを活用する。(P.18)

- 成年後見人等による死後事務を行う。(一部行うことができる)
- ※成年後見人等へ相談する。  
後見人については、家庭裁判所の許可のうえ、一部の死後事務を行うことができる。なお、保佐人、補助人の場合も、本人との死後事務委託契約があれば可。死亡届は届出できるが、葬儀に関する権限は含まれない。

- 市町村が実施する。(遺体・遺品の引き取り、葬儀等)
  - ・ 墓地埋葬法9条 (P.24)
  - ・ 相続財産清算人 (P.24)
- 【相談窓口】
  - ・ 佐久市役所 (高齢者福祉課、福祉課、健康づくり推進課、支所)

〈参考〉

- ・ 市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について 厚生労働省老健局 高齢者支援課・振興課通知 (平成30年8月30日付・令和7年7月30日一部改正) (P.26)

(6) 空き家に関する事項 (在宅)

○ 空き家（アパート含む）となってしまった自宅の管理ができない

- ・郵便物
- ・ライフライン（水道、電気、ガスなど）
- ・家財の片付け
- ・庭木の刈り取り
- ・本人他界後の空き家の片付け、処分、相続登記
- ・空き家の利活用
- ・アパートの退去手続き

本人の判断能力が十分な場合

本人の判断能力が不十分な場合・本人の意向が確認できない場合

成年後見制度の利用あり

成年後見制度の利用なし

- 本人があらかじめ家の処分、財産の処分について決めておく。
- 遺言の作成（P.23）  
死後事務委任契約（P.23）を活用する。 →公証役場
- 名義変更を行う。
- 佐久こころづもり共有シートを活用する。（P.18）
- 住まいのエンディングノートを共有する。（国交省HP）

- 成年後見人等が管理する。
- 死後事務委任契約（P.23）が結ばれている場合は各種手続きを行う。

○ 成年後見制度（P.20）の利用を検討する。

【相談窓口】

- ・ 佐久市役所  
（高齢者福祉課、福祉課、健康づくり推進課、支所）
- ・ 地域包括支援センター

〈参考〉

- ・ 「佐久市空き家の手引き」

空き家の所有者および管理者の皆様へ、空き家を取り巻く問題点や、市の支援・関連制度をより深くご理解いただくことを目的に作成。



(1) 緊急連絡先 (病院・施設)

- 急変時、緊急搬送時に緊急連絡先がわからない
- 入院・入所時の緊急連絡先がない
- 身元保証人がいない

本人の判断能力が十分な場合

本人の判断能力が不十分な場合・本人の意向が確認できない場合

成年後見制度の利用あり

成年後見制度の利用なし

- 本人に親族・友人・知人の有無を確認する。いる場合は本人の意向を確認する。
  - サービス利用がある場合は、担当者へ相談する。
  - 高齢者等実態調査での緊急連絡先を確認する。  
民生児童委員に確認する。
  - 支援役割分担シート (P.17) を活用して本人、関係者で協議する。
- 【相談窓口】**
- ・ 佐久市役所  
(高齢者福祉課、福祉課、健康づくり推進課、支所)
  - ・ 地域包括支援センター
- 佐久こころづもり共有シートを活用する。(P.18)

- 成年後見人等に緊急連絡先となるか確認する。
- サービス利用がある場合は、担当者へ相談する。

**【相談窓口】**

- ・ 佐久市役所  
(高齢者福祉課、福祉課、健康づくり推進課、支所)
- ・ 地域包括支援センター

- 親族・友人・知人の有無を確認する。  
あり・・・連絡先の依頼  
なし・・・支援役割分担シート (P.17) を活用して関係者で協議する。

**【相談窓口】**

- ・ 佐久市役所  
(高齢者福祉課、福祉課、健康づくり推進課、支所)
- ・ 地域包括支援センター

〈参考〉

- ・ 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン (P.27)
- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン (P.27)
- ・ 身元保証人がいない事のみを理由に医療機関において入院を拒否することについて (P.27)  
厚生労働省医政局医事課長通知 (平成30年4月27日付)
- ・ 市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について (P.26)  
厚生労働省老健局 高齢者支援課・振興課通知 (平成30年8月30日付・令和7年7月30日一部改正)

(2) 入院計画書やサービス計画の説明・同意・契約 (病院・施設)

- 入院、入所の同意・契約が難しい
- 入院計画、サービス計画の説明及び同意が難しい

本人の判断能力が十分な場合	本人の判断能力が不十分な場合・本人の意向が確認できない場合	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人が契約、同意を行う。</li> <li>○ 本人に親族・友人・知人の有無を確認する。</li> <li>☆不安がある場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活自立支援事業 (P.21)</li> <li>・ 高齢者等終身サポート事業 (P.21)</li> </ul> </li> <li>○ 佐久こころづもり共有シートを活用する。(P.18)</li> </ul>	成年後見制度の利用あり	成年後見制度の利用なし
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見人等に連絡する。</li> <li>※成年後見人等に入院計画書への同意権はないが、医療契約及び入院に関する契約の締結や費用の支払い等について手続きができるか確認する。 (代理権が付与されているか)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係者が本人の意向を確認している事項があれば共有する。</li> <li>○ 日常生活自立支援事業 (P.21)、成年後見制度 (P.20) の利用を検討する。</li> <li>【相談窓口】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久市役所 (高齢者福祉課、福祉課、健康づくり推進課、支所)</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> <li>・ 社会福祉協議会</li> </ul> </li> </ul>
<p>〈参考〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン (P.27)</li> <li>・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン (P.27)</li> <li>・ 身元保証人がいない事のみを理由に医療機関において入院を拒否することについて (P.27) 厚生労働省医政局医事課長通知 (平成30年4月27日付)</li> <li>・ 市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について (P.26) 厚生労働省老健局 高齢者支援課・振興課通知 (平成30年8月30日付・令和7年7月30日一部改正)</li> </ul>		

(3) 入院・入所時の対応 (病院・施設)

- 日用品（必要物品）の準備・購入ができない
  - ・自宅から持ってこられない
  - ・持ってこられる物品がない
- 新聞・配食等の停止
- 郵便物の管理
- 近所等への連絡
- 自宅のセキュリティー（施錠、ガス、電気等確認）
- ペットの世話

本人の判断能力が十分な場合

本人の判断能力が不十分な場合・本人の意向が確認できない場合

成年後見制度の利用あり

成年後見制度の利用なし

- 本人が判断し、準備する。  
有償サービスの利用を検討する。（CSセット）
- ※自宅にある物を準備する場合、本人同行のもと関係者で訪問する。本人が同行できない場合は本人の意向を確認のうえ、複数で訪問する。
- 【相談窓口】
  - ・医療機関
  - ・施設

- 成年後見人等に連絡する。
- ※入院に必要な物品を準備する等の事実行為は成年後見人等の業務として行うものではないが、これらを行う有償サービスを手配するのは成年後見人等の業務に含まれるため、具体的な内容を相談し、有償サービスを手配してもらうよう相談する。

- 親族・友人・知人の有無を確認する。  
あり・・・連絡先の依頼、物品の準備を行ってもらえるか相談する。  
なし・・・支援役割分担シート（P.17）を活用して関係者で協議する。
- 有償ボランティアを活用する。
- 【相談窓口】
  - ・医療機関
  - ・施設

〈参考〉

- ・身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(P.27)
- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン (P.27)
- ・身元保証人がいない事のみを理由に医療機関において入院を拒否することについて (P.27)  
厚生労働省医政局医事課長通知（平成30年4月27日付）
- ・市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について (P.26)  
厚生労働省老健局 高齢者支援課・振興課通知（平成30年8月30日付・令和7年7月30日一部改正）

(4) 入院費・施設利用料の支払い・保証 (病院・施設)

- 入院費・施設利用料の支払いができない
  - ・ お金がない
  - ・ 通帳からおろせない
  - ・ 支払いをする人がいない
- 身元保証人がいない

※ 民法改正と極度額の設定 (P.21)

本人の判断能力が十分な場合	本人の判断能力が不十分な場合・本人の意向が確認できない場合	
	成年後見制度の利用あり	成年後見制度の利用なし
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則本人が行う。</li> <li>○ 財産管理委任契約 (P.23) を利用する。</li> <li>○ 任意後見制度を利用する。</li> <li>【相談窓口】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さく成年後見支援センター</li> <li>・ 家庭裁判所</li> <li>・ 司法書士、弁護士など</li> </ul> </li> <li>○ 口座振替の説明、うながしをする。</li> <li>○ 生活困窮、保護制度を活用する。</li> <li>【相談窓口】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久市役所 (福祉課、支所)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見人等に連絡し、支払いを代行してもらう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今までの金銭管理を確認する。 本人の意向がある場合は、その方に連絡し依頼する。</li> <li>○ 日常生活自立支援事業 (P.21)、成年後見制度 (P.20) の利用を検討する。</li> <li>【相談窓口】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久市役所 (高齢者福祉課、福祉課、健康づくり推進課、支所)</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> <li>・ 社会福祉協議会</li> </ul> </li> </ul>
<p>〈参考〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(P.27)</li> <li>・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン (P.27)</li> <li>・ 身元保証人がいない事のみを理由に医療機関において入院を拒否することについて (P.27) 厚生労働省医政局医事課長通知 (平成30年4月27日付)</li> <li>・ 市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について (P.26) 厚生労働省老健局 高齢者支援課・振興課通知 (平成30年8月30日付・令和7年7月30日一部改正)</li> </ul>		

## (5)医療に関する意思決定 (病院・施設)

## ・本人しか決定できる人はいない

- 手術・延命治療などの医療方針の決定において本人の意思確認ができない。(同意が得られない)
- 臓器提供の意思

本人の判断能力が十分な場合

本人の判断能力が不十分な場合・本人の意向が確認できない場合

成年後見制度の利用あり

成年後見制度の利用なし

- 本人が意思決定を行う。
- 人生会議(ACP)を実施する。
- 佐久こころづもり共有シートを活用する。(P.18)

- 成年後見人等が中心となって、本人にとって最善の方針をとるよう、支援者で話し合いを行う。

- 本人にとって最善の方針をとるよう、支援者で話し合いを行う。

## 〈参考〉

- ・ 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(P.27)
- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン (P.27)
- ・ 身元保証人がいない事のみを理由に医療機関において入院を拒否することについて (P.27)  
厚生労働省医政局医事課長通知(平成30年4月27日付)
- ・ 市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について (P.26)  
厚生労働省老健局 高齢者支援課・振興課通知(平成30年8月30日付・令和7年7月30日一部改正)

(6) 退院・退所時の対応 (病院・施設)

- 退院・退所後の生活に不安がある
- 退院・退所先がない (生活の場の確保)
- 連帯保証人がおらず、退院後の入所先が決まらない

本人の判断能力が十分な場合		本人の判断能力が不十分な場合・本人の意向が確認できない場合	
		成年後見制度の利用あり	成年後見制度の利用なし
<p>○ 本人、それまでの支援者と退院・退所後の生活について、本人の意向を確認しながら相談する。</p> <p>○ 支援者がいない場合は、佐久市役所や地域包括支援センターへ相談する。支援役割分担シート (P.17) を活用して協議する。</p> <p><b>【相談窓口】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久市役所 (高齢者福祉課、福祉課、健康づくり推進課、支所)</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> </ul> <p>○ 佐久こころづもり共有シートを活用する。(P.18)</p>		<p>○ 介護支援専門員、相談支援専門員、地域包括支援センター、佐久市役所に、成年後見人等を加え相談する。</p> <p>※本人の意向を確認したうえで、成年後見人等に相談する。また、退院・退所後の各種サービスの契約は成年後見人等の業務であるため、それらについても成年後見人等へ相談する。</p> <p><b>【相談窓口】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久市役所 (高齢者福祉課、福祉課、健康づくり推進課、支所)</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> </ul>	<p>○ 介護支援専門員、相談支援専門員、地域包括支援センター、佐久市役所で、支援役割分担シート (P.17) を活用して協議する。</p> <p>○ 成年後見制度 (P.20) の利用を検討する。</p> <p><b>【相談窓口】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久市役所 (高齢者福祉課、福祉課、健康づくり推進課、支所)</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> </ul>
<p>〈参考〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(P.27)</li> <li>・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン (P.27)</li> <li>・ 身元保証人がいない事のみを理由に医療機関において入院を拒否することについて (P.27) 厚生労働省医政局医事課長通知 (平成30年4月27日付)</li> <li>・ 市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について (P.26) 厚生労働省老健局 高齢者支援課・振興課通知 (平成30年8月30日付・令和7年7月30日一部改正)</li> </ul>			

(7) 死亡時の対応 (病院・施設)

- 遺体を引き取ってくれる人がいない
- 遺品の整理をしてくれる人がいない
- 遺品を処分してくれる人がいない
- 居室の明け渡しをしてくれる人がいない
- 死亡届の届出人がいない
- 入院費等の未払い分を支払ってくれる人がいない

本人の判断能力が十分な場合

本人の判断能力が不十分な場合・本人の意向が確認できない場合

成年後見制度の利用あり

成年後見制度の利用なし

- 本人があらかじめ葬儀内容、財産の処分について決めておく。
- 遺言の作成 (P.23)、死後事務委任契約 (P.23) を活用する。 →公証役場
- 本人が高齢者終身サポート事業者と契約する。  
→・高齢者等終身サポート事業 (身元保証等終身サポート事業) (P.21)  
・高齢者等終身サポート事業者ガイドライン (P.21)
- 佐久こころづもり共有シートを活用する。(P.18)

- 成年後見人等による死後事務を行う。(一部行うことができる)(死亡届の届出人になれる)

※成年後見人等へ相談する。  
後見人については、家庭裁判所の許可のうえ、一部の死後事務を行うことができる。なお、保佐人、補助人の場合も、本人との死後事務委任契約があれば可。

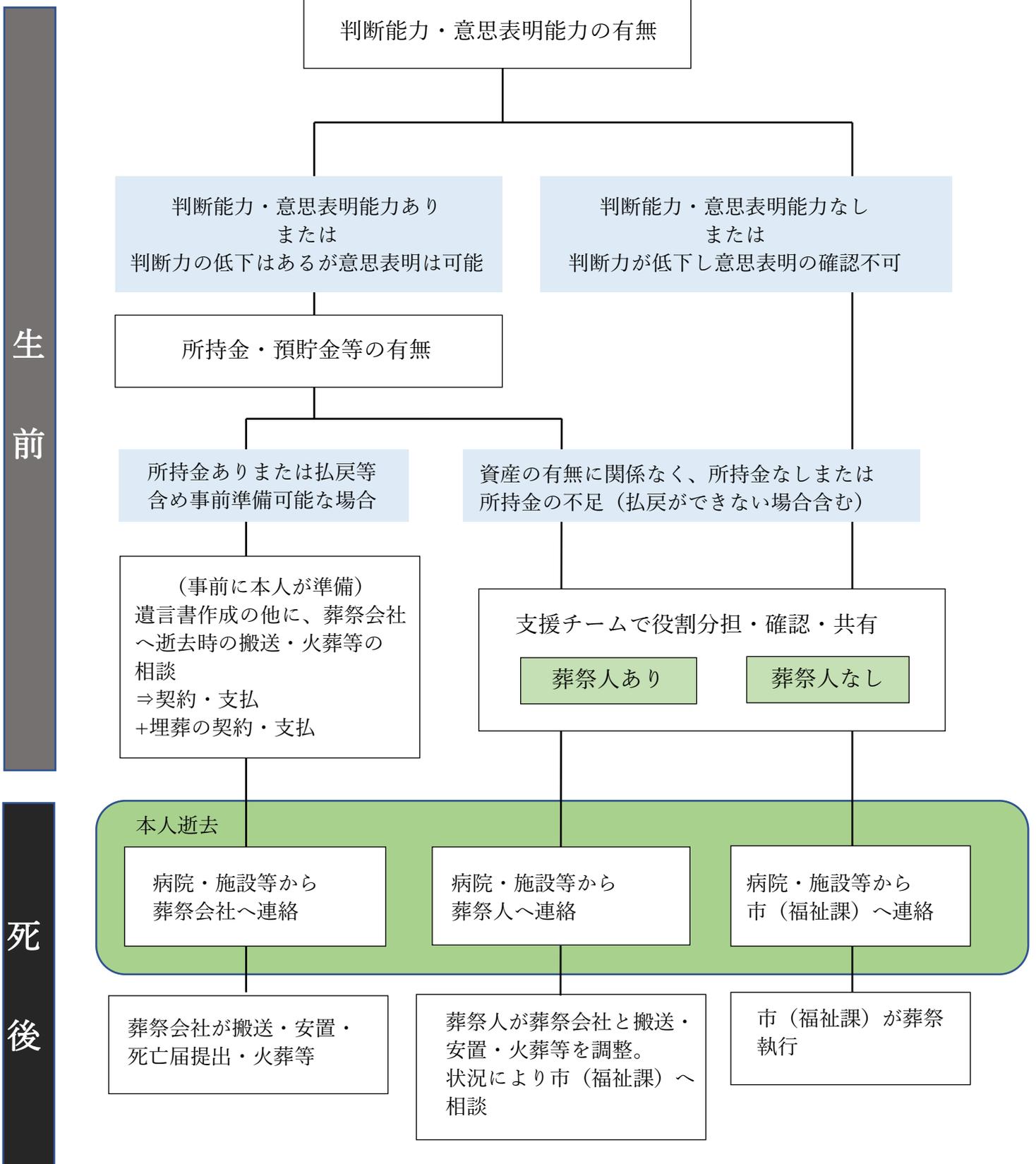
- 市町村が実施する。(遺体・遺品の引き取り・葬儀等)  
・墓地埋葬法9条 (P.24)  
・相続財産清算人 (P.24)

【相談窓口】  
・佐久市役所  
(高齢者福祉課、福祉課、健康づくり推進課、支所)

〈参考〉

- ・身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン (P.27)
- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン (P.27)
- ・身元保証人がいない事のみを理由に医療機関において入院を拒否することについて (P.27)  
厚生労働省医政局医事課長通知 (平成30年4月27日付)
- ・市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について (P.26)  
厚生労働省老健局 高齢者支援課・振興課通知 (平成30年8月30日付・令和7年7月30日一部改正)

# 身寄りのない方等の死後事務（火葬）に関する対応フローチャート



※死亡届出人は病院長・施設長でも可能。

# 様 支援役割分担シート

NO.

このシートは、入院・入所や福祉サービスの利用時に、本来であれば家族等に依頼する役割について本人を支える支援チームで分担するものです。

会議日	年 月 日	本人参加	あり ・ なし	
	所 属	氏 名	所 属	氏 名
参加者 ( 所属 氏名 )				

役割項目	窓口となる者	支 援 内 容
緊急連絡先 (災害時・緊急時)	担 当 :	・ 緊急時連絡を受ける ※内容に応じ各窓口へ連絡
	連 絡 先 :	
	所属(関係) :	備考
サービスの 方針	担 当 :	・ サービス調整に関する相談、ケアプラン等の作成・署名 (代筆) 等
	連 絡 先 :	
	所属(関係) :	備考
金銭管理	担 当 :	・ 本人の預貯金から利用料等の支払い等
	連 絡 先 :	
	関係所属 :	備考
入院・入所の 準備	担当部署 :	・ 入院、入所の際に必要な物品の購入等
	連 絡 先 :	
	所属(関係) :	備考
退院・退所の 準備	担 当 :	・ 居室の明け渡しや退院・退所先の確保等
	連 絡 先 :	
	所属(関係) :	備考
死後事務	担 当 :	・ ご遺体の引き取り、搬送、死亡届提出、火葬、埋葬等
	連 絡 先 :	
	所属(関係) :	備考

年 月 日

確認しました。

本人署名

# 佐久こころづもり共有シート

## 佐久こころづもり共有シート

～これからの人生について考えてみませんか？～

「こころづもり」とは…  
これからの人生で何を大切に、どう生きていきたいかを考えることです。

★このシートを使って、身近な方と、「こころづもり」をくり返し話し合ってみましょう。

※質問にすべて答えられなくてもよいです。

お名前

記載日 ① 年 月 日  
② 年 月 日

- 1 -

あなたにとってとても大切に、これができていると自分らしく生きられる、と思うことは何ですか？ (いくつでも)

- 家族や友人とできるだけ時間を過ごすこと
- 身の回りのことを自分でやること
- 好きな趣味や楽しみを続けること
- 仕事や家庭での役割を続けること
- 家族の世話にならないこと
- 他人に弱った姿を見せないこと
- 信仰に支えられること
- その他

- 2 -

2ページで選んだ大切にしたいことを実現するために、具体的にはどんなことがしたいですか？もしあれば教えてください。



- 3 -

もしも、病気や障害などで介助が必要な状態になった時は、どこで、どのように過ごしたいですか？

どこで？

- 自宅
- 病院
- 施設
- その他 ( )
- わからない

どのように？ (いくつでも)

- 家族に協力してもらいたい
- 食事やトイレなど、最低限自分でできる生活がしたい
- とにかく長生きしたい
- 家族に迷惑をかけたくない
- その他 ( )

- 4 -

口から食べられなくなった場合の希望はありますか？

- 経管栄養などで栄養補給する
- 口から食べられるだけ食べて、普通の点滴で補う
- 口から食べられるだけ食べて、口から以外の栄養や水分補給は希望しない
- わからない

もしも、病状が進み、最期の時が近くなった時に過ごしたい場所はどこですか？

- 自宅
- 病院
- 施設
- その他 ( )
- わからない

- 5 -

あなたが受けてみたい治療やケアは何ですか？ (いくつでも)

- 一日でも長く生きられるような治療を受けたい
- 期間を決めて治療を受けて、それから考えたい
- とにかく病気が治ることを目的とした治療を受けたい
- 痛みや苦痛を和らげるための十分な処置や治療を受けたい
- できるだけ自然な形で最期を迎えられるよう、必要最低限の治療を受けたい
- 延命は考えず、穏やかに過ごしたい
- その他 ( )

- 6 -

「こころづもり」をどなたと話し合っていますか？

- 家族 ( )
- ( )
- 医療関係者 (医師、看護師など) ( )
- 介護関係者 (ケアマネジャーなど) ( )
- 友人・その他 ( )
- 誰とも話し合っていない

もしも、意思表示ができなくなったら、あなたのかわりに意思を伝えてくれるのはどなたですか？  
その人の名前を書いておきましょう

氏名 \_\_\_\_\_  
続柄 \_\_\_\_\_

- 7 -



ご利用案内 動画

佐久市医療介護連携推進協議会  
ACP 普及部会  
2025年2月7日作成

参考「～自分らしく生きるために～  
私の人生シート」  
東京医科大学茨城医療センター

のりしる

佐久こころづもり共有シートは  
佐久市ホームページから  
ダウンロードすることができます。



相談窓口一覧

名称	住所・TEL	担当地区
佐久平・浅間 地域包括支援センター	佐久市長土呂907-1 0267-88-6281	長土呂・小田井・平根・中佐都 高瀬
岩村田・東 地域包括支援センター	佐久市岩村田802-1 0267-67-6910	猿久保・岩村田・東
中込 地域包括支援センター	佐久市中込3-15-8 0267-64-1751	中込・平賀・内山
野沢 地域包括支援センター	佐久市取出町183 0267-63-8430	大沢・野沢・櫻井・岸野 前山
臼田 地域包括支援センター	佐久市臼田2175-1 0267-81-5100	臼田地区全般
浅科・望月 地域包括支援センター	佐久市望月317-2 0267-53-8801	浅科・望月地区全般
佐久市社会福祉協議会	佐久市下越16-5 0267-88-8341	全市
生活就労支援センター まいさぼ佐久市	佐久市下越16-5 0267-88-6511	全市
さく成年後見支援センター	佐久市下越16-5 0267-88-8339	全市
佐久公証役場	佐久市佐久平駅北26-7 藤ビル2階 0267-54-8305	全市
長野県住宅供給会社 佐久管理センター	佐久市跡部65-1 (佐久合同庁舎4階) 0267-78-5410 ※R8.4月～事務所移転 により住所・電話番号変更予定	全市
佐久市役所	佐久市中込3056 0267-62-2111 (代表) 0267-62-2914 (福祉課) 0267-62-3157 (高齢者福祉課) 0267-62-3189 (健康づくり推進課) 0267-62-3430 (建築住宅課)	全市
臼田支所	佐久市臼田89-3 0267-82-3111 (代表)	臼田地区全般
浅科支所	佐久市浅科甲1359-3 0267-58-2001(代表)	浅科地区全般
望月支所	佐久市望月263 0267-53-3111 (代表)	望月地区全般

令和8年2月現在

# 用語の説明

## 【成年後見制度】

※QRコード(P.26 ⑧参照)

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でない方を対象に、家庭裁判所が選んだ援助者（成年後見人等）が、本人のために活動し、本人の財産と生活を守る制度である。

成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度の2つがある。

- ① 法定後見制度は、すでに自分で決定することや判断することが十分にできなくなった場合に、家庭裁判所にて選ばれた成年後見人等が財産管理や介護サービスの契約等を行い、本人の生活を支援・保護する制度である。

本人の判断能力に応じて後見・保佐・補助の3種類に分けられる。

後見：判断能力が全くない人

保佐：判断能力が著しく不十分な人

補助：判断能力が不十分な人

- ② 任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来に備えて、あらかじめ自分が選んだ代理人に、自分の生活や財産の管理に関する契約を公正証書によって結んでおくものである。

成年後見人等にできる事	成年後見人等にできない事
<p>○身上監護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アパート等の賃貸契約、家賃の支払い</li> <li>・入院や施設入所の契約や費用の支払い</li> <li>・介護保険や福祉サービス等の契約、サービス内容の確認</li> </ul> <p>○財産管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑、預貯金通帳の管理</li> <li>・預貯金の払い戻し</li> <li>・不動産などの重要な財産管理や処分</li> <li>・年金、社会保障給付などの収入に関する手続き</li> <li>・光熱水費、税金等の支払や手続き</li> <li>・借金の返済やその処理(本人の財産から)</li> <li>・遺産相続の手続き など</li> </ul>	<p>○事実行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家事、送迎、買い物、退院の付き添い、介護などの直接的な支援や介護</li> <li>→必要に応じてこれらのサービスを手配することは業務としてできる</li> </ul> <p>○身元保証人・身元引受人・連帯保証人等になること</p> <p>○医療行為の同意（一身専属権による） ←本人だけが行使できる権利</p> <p>※一身専属権に属するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→遺言、婚姻、離婚、認知、養子縁組、身体拘束の同意など</li> </ul> <p>○本人亡き後の手続き、葬儀</p> <p>※身寄りがない場合など、家庭裁判所の許可があれば、成年後見人等が死後事務を対応する場合がある</p>

## 【高齢者等終身サポート事業（身元保証等高齢者サポート事業）】

高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業

## 【高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（令和6年6月）】

※QRコード（P.26 ③参照）

高齢者終身サポート事業者の適切な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることを資するようにするために策定されたもの。

## 【ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業】 佐久市ホームページに詳細あり

ひとり暮らし高齢者の自宅に緊急通報用の機器などを設置し、緊急時の救援を迅速に行うサービスです。体調が急変した時などに設置機器本体の緊急ボタンを押すとコールセンターに通報が入ります。利用者の状況を把握したのち、協力員に駆け付けを依頼したり、緊急時には消防署の救急車の出動を要請します。また、月に1度相談員による電話により、利用者の近況確認や健康相談を行います。

## 【日常生活自立支援事業】

認知症の高齢者や精神・知的障害のある方など、日常の生活をしていく上で必要な福祉サービスの利用などについて、本人だけで判断を行うことに不安のある方が、地域で安心して生活できるように支援する制度。

福祉サービスなどの利用や日常的な金銭管理などに支援が必要と思われる方で、契約内容が理解できる方が対象となる。

《提供できるサービス》

- ① 福祉サービスの利用援助
  - ・開始、終了の手続き
  - ・利用料の支払い
- ② 日常的な金銭管理サービス
  - ・年金及び福祉手当の受け取りに必要な手続き
  - ・医療費の支払い手続き
  - ・税金や社会保険料、公共料金の支払い手続き
  - ・支払いに必要な預貯金の払戻しや解約、預け入れの手続き
- ③ 書類類の預かりサービス
  - ・下記の物を預かります。  
年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、印鑑など

## 【民法改正と極度額の設定】

令和4年4月1日から「民法の一部を改正する法律」が施行し、賃貸借契約における債務の保証に関するルールが見直されました。極度額（上限額）の定めのない個人の根保障契約は無効となり、極度額が設定してある場合は、その上限までを保証するということになる。

## 【家計改善支援事業】

家計改善支援員が、家計に困り事を抱える相談者（生活貧困者）からの相談に応じ、相談者の気持ちに寄り添いながら家計の状況を共有し、家計の視点から<相談者とともに>生活困窮からの出口を見つけ出す支援です。相談者それぞれの境遇や潜在的なニーズを把握し、必要な情報提供や専門的な助言、関係機関への同行等を通して、相談者のエンパワメントを促し、家計の改善に取り組みます。最終的には、相談者自身が将来にわたって家計を自己管理できる力を育み、早期に生活を再生することを目指します。

### 《家計改善支援の基本の5つの柱》

- ①家計の現状を理解してもらう支援
- ②行政窓口へ同行し、相談を行い、給付制度の利用や税金、公共料金等の滞納を解消する支援
- ③法律家相談へ同行し、借金や家賃滞納などの責務に関する支援
- ④生活の健全化を図るために必要な貸し付けをあっせんする支援
- ⑤相談者自身が家計を自ら管理できるようにする支援

## 【入居保証・生活支援事業】

賃貸住宅に入居する際、保証人が確保できず困っている方に対し、本事業が保証し、利用者の住居を確保します。また、入居後も見守り等によりその方の地域での生活を支え、自立した生活が出来るように支援します。

### 《対象》

下記のいずれにも該当する方

- ① 入居時の保証人及び連帯保証人が確保できないために賃貸住宅への入居が困難な方
- ② まいさぼの支援プランにより住居確保が必要とされた方で、本事業を利用して自立した地域生活を送る事が出来る方（生活保護受給中の方は対象外）

### 《契約期間》

2年間

(利用者の自立状況を確認し、引き続き入居保証を必要とする方は契約を再度締結することができます。)

### 《債務保証内容》

#### ◎滞納家賃保証

退去時に家賃の滞納がある場合（上限：共益費除く家賃の3か月分に相当する額）

#### ◎原状回復保証

退去時に原状回復に必要な費用が発生した場合(上限：10万円を限度とした見積り徴収額)

※残存動産は長野県社協へ贈与

### 《利用にあたる保証料》

12,000円（2年間）

### 《入居生活支援》

居住地の市町村社協は、利用者への声かけや見守りなどを行うとともに、必要に応じて他の機関への橋渡しなど包括的にコーディネートしながら生活を支援します。

## 【財産管理委任契約】

民法上の委任契約に基づき、ご自身の財産の管理や運用、療養看護を自分が選んだ代理人に委任する契約。財産を保有している本人が判断能力を保っている間に終結でき、契約締結後直ちに効力が生じる。相続人間の関係調整は対象外となる。

## 【居住支援法人】 ←住宅セーフティネット法に基づき、事業を行う法人

住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へのスムーズな入居の促進を図るため住宅確保要配慮者に対し賃貸債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を行う。法人指定は、都道府県が行う。（※P25 住宅セーフティネット制度参照）

## 【県営・佐久市営住宅の現状】 R8.2月現在

県・・・「住宅確保要配慮者」の定義に「身元保証人を確保できない者」が追加された。（令和4年度）

県営住宅の入居要件から「**連帯保証人**」が撤廃（令和5年1月～）

佐久市・・・連帯保証人は1人必要（R6年6月 2人→1人へ）。連帯保証人の資格は5つ。

- 原則として佐久市に住所を有し、かつ、入居を許可された者と同程度以上の収入があること
- 市税等の滞納がないこと
- 未成年でないこと
- 成年被後見人または被補佐人でないこと
- 市営住宅、県営住宅等の入居者でないこと

※特別な事情があると認められる方については連帯保証人が免除となる場合あり。

## 【遺言】（亡くなった後の法的拘束力のある意思表示）

自筆証書遺言：本人自身が方式に従って作成 …保管先（本人、法務局）

公正証書遺言：公証人が本人の希望を聞いて作成 …保管先（公証役場）

秘密証書遺言：本人以外に内容を秘密にしたまま、遺言の存在のみを公証役場で承認してもらう。 …保管先（本人）

## 【死後事務委任契約】

委任者が受任者に自身の死後の事務を委任する契約。亡くなった後の家賃や医療費の支払い、葬儀の永代供養に関する事など、あらかじめ第三者に依頼する契約を結ぶ。遺言も死後事務委任契約も、公証役場で公正証書として作成しておくが確実。

《委任できるもの》

- ・葬儀に関するもの（葬儀・埋葬・供養方法）
- ・行政手続き上に関するもの
- ・生活に関するもの（支払い・契約解除・解約手続き）

## 【墓地埋葬法 9 条】

死体の埋葬または火葬を行う者がいないとき、または判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

※火葬の費用は、本人の遺留品の中から支払われ、不足する分は、自治体が立て替え相続人に請求する。（行旅病人及行旅死亡人取扱法 第 11 条）

## 【相続財産清算人】（令和 5 年 4 月 民法改正により名称変更あり）

相続人がいない相続財産（遺産）を清算し、最終的に国庫へ帰属させる役割を担う人。利害関係者からの申し立てにより、家庭裁判所が選任する。

# 参 考 の 説 明

## 【住宅セーフティネット制度】

住宅セーフティネット制度は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に基づき、高齢者や低所得者などの住宅の確保に特に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）が民間の賃貸住宅に円滑に入居できるように支援するための制度。

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（セーフティネット法）

（平成 29 年 10 月施行・令和 6 年 10 月改正・令和 7 年 10 月施行）

《制度の主な内容》

1. セーフティネット住宅の登録制度（ハード面）
2. 経済的支援（入居者・改修費補助）
3. 居住支援（ソフト面） ←居住支援法人（P.6、23）

《改正法の主な内容》 令和 6 年 6 月改正、令和 7 年 10 月施行

オーナー側の不安を軽減し、要配慮者の入居をさらに促進するための措置が強化された。

1. 大家・要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の整備（不安の軽減）
  - ・ 終身建物賃貸借の認可簡素化
  - ・ 居住支援法人による残留物処理の推進 ※セーフティネット住宅情報提供システム
  - ・ 認定家賃債務保証業者制度の創設
2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進
  - ・ 「居住サポート住宅」の創設・強化
3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化



## 【公共住宅への入居に際しての取り扱いについて】

公営住宅（公的な賃貸住宅）への入居について、国土交通省は以下の方針を定めている。

1. 原則  
保証人を求める前提から転換し、公営住宅管理標準条例（案）から保証人規定を削除（平成 30 年）
2. 特段の配慮（現時点）  
保証人を引き続き求める自治体も、住宅に困る人を優先するため、入居希望者が保証人を見つけられない場合は、以下の対応をとること。
  - ・ 保証人を免除する。
  - ・ 緊急連絡先の登録を持って入居を認める。これは、保証人がいない事を理由に入居を拒否しない為の措置（令和 2 年）
3. 民法改正の対応  
保証人を求める場合は、保証の限度額（極度額）の設定が必要になったため、自治体は保証人の可否を早急に検討することが求められている。（令和 2 年）  
結論として、公営住宅は保証人なしでの入居を原則とし、特段の配慮が必須となっている。  
→◎佐久市の現状（P6・23）

## 【市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について】

◎平成 30 年 8 月 30 日付厚生労働省老健局高齢者支援課並びに振興課による通知

### 1. 身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について

高齢者等が安心して身元保証等高齢者サポート事業を利用できるよう、当該事業についての説明と、利用する事業者及びサービスを検討する際のポイントを示した普及啓発資料の作成。

### 2. 介護施設等における身元保証人等に求める役割

介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はなく、各施設の基準症例においても、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

◎一部改正

令和 7 年 7 月 30 日付厚生労働省老人局高齢者支援課並びに認知症施策・地域介護推進課による通知

事業名…身元保証等高齢者サポート事業 → 高齢者等終身サポート事業

「身寄りのない高齢者」を介護施設等で受け入れる際の対応についての内容が追加された。

《参考》 ※QR コードあり（文頭の番号）

#### ① 平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

「地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関する調査研究事業」報告書（株式会社日本総合研究所）

#### ② 「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を支援するサービスの契約をお考えのみなさまへ (消費者庁)

#### ③ 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（内閣府ホームページ）

#### ④ 平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」報告書（みずほ情報総研株式会社）

#### ⑤ 「身寄りのない高齢者」を介護施設等で受け入れるときの主なポイント（株式会社日本総合研究所）

#### ⑥ 身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン (厚生労働省)

#### ⑦ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（厚生労働省）

#### ⑧ 厚生労働省 「成年後見はやわかり」

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



## 【身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン】

◎医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班が作成（令和元年5月）

医療機関が求めている「身元保証・身元引受等」の機能や役割（下記事項）を整理し、その対応を解説したガイドライン。

- ① 緊急の連絡先に関すること
  - ② 入院計画書に関すること
  - ③ 入院中に必要な物品の準備に関すること
  - ④ 入院費等に関すること
  - ⑤ 退院支援に関すること
  - ⑥ （死亡時の）遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること
- ※QRコードはP.26 ⑥参照

## 【人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン】 厚生労働省（改訂平成30年3月）

人生の最終段階を迎えた本人・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示すガイドライン。

人生の最終段階における医療・ケアの在り方、方針の決定手続きが示されており、本人の意思が確認できない場合の対応が記されている。



## 【身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて】

厚生労働省医政局医事課長通知（平成30年4月27日付）

入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項に抵触する。

※医師法第19条第1項…診療に従事する医師は、診療治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。



佐久市における身寄りのない方等への  
支援者のためのガイドライン  
(令和8年2月策定)

佐久市医療介護連携推進協議会

担当課：佐久市役所 福祉部 高齢者福祉課

電 話：0267-62-3157 (直通)